**秘密保持契約書（包括型NDA）**

●●株式会社（以下「甲」という。）と●●株式会社（以下「乙」という。）は、相互に秘密情報を開示・受領するにあたり、その取扱いについて次のとおり契約を締結する。

**第1条（目的）**
甲および乙（以下「両当事者」という。）は、将来の取引、業務提携、共同研究、委託業務その他の事業活動（以下「本目的」という。）に関連して秘密情報を相互に開示する場合、その秘密保持義務等を定めることを目的とする。

**第2条（定義）**
１　本契約において「秘密情報」とは、開示当事者が受領当事者に対して提供する一切の技術上、営業上、業務上その他の情報をいう。情報の媒体・形式（書面、口頭、電子データ等）を問わず、秘密である旨が明示されたものを含む。

２　ただし、次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれない。
(1) 受領当事者が開示を受ける以前から既に保有していた情報
(2) 開示を受けた時点で公知であった情報
(3) 開示後、受領当事者の責めによらず公知となった情報
(4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに適法に取得した情報
(5) 秘密情報によらず独自に開発した情報

３　本契約において「開示者」とは秘密情報を提供する当事者を、「受領者」とは秘密情報を受領する当事者をいう。

**第3条（秘密保持義務）**
１　受領者は、秘密情報を厳に保持し、本目的以外の用途に使用してはならない。

２　受領者は、開示者の書面による事前承諾がある場合を除き、秘密情報を第三者に開示または漏えいしてはならない。

３　受領者は、自己の役員・従業員または本目的遂行のため必要な関係会社にのみ開示できるものとし、当該者に本契約と同等の義務を負わせ、違反があった場合は自ら責任を負う。

４　受領者が法令または裁判所等の命令により秘密情報を開示する必要がある場合には、開示の範囲を必要最小限とし、かつ速やかに開示者に通知するものとする。

**第4条（知的財産権）**
１　秘密情報に関する知的財産権はすべて開示者に帰属し、本契約により受領者に移転・許諾されるものではない。

２　本目的遂行過程で発生した発明・考案・著作物等については、甲乙間で協議の上、その帰属および取扱いを決定する。

３　ただし、各当事者が独自に保有または開発した知的財産権は、引き続き当該当事者に帰属する。

**第5条（確認事項）**
１　本契約は秘密情報の取扱いを定めるものであり、売買契約や業務委託契約その他の取引契約を成立させるものではない。

２　開示者は、秘密情報の正確性・完全性・有効性・特定目的適合性等について一切保証せず、受領者は自己の責任において利用するものとする。

３　本契約により、開示者は秘密情報を必ず提供する義務を負うものではない。

**第6条（秘密情報の返還・廃棄）**
受領者は、本契約終了後または開示者から請求があった場合、秘密情報（複製物を含む）を開示者の指示に従い返還または廃棄しなければならない。

**第7条（損害賠償・差止め）**
１　受領者が本契約に違反し、開示者に損害を与えた場合、受領者は一切の損害（弁護士費用を含む）を賠償する責任を負う。

２　開示者は、受領者による本契約違反またはそのおそれがある場合、損害賠償とは別に、秘密情報の使用停止や漏えい防止のための差止め請求を行うことができる。

**第8条（有効期間・存続条項）**
１　本契約の有効期間は締結日から○年間とする。

２　本契約終了後も、有効期間中に開示された秘密情報については終了日から○年間、秘密保持義務が存続する。

３　第4条、第5条、第6条、第7条および本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

**第9条（準拠法・合意管轄）**
１　本契約は日本法を準拠法とする。

２　本契約に関連して紛争が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議し解決を図る。協議で解決できない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

●年●月●日

甲　●●株式会社
住所：
代表者：

乙　●●株式会社
住所：
代表者：